

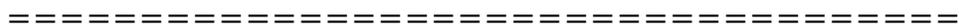


東証メールマガジン

CLUB CABU News No.2655

2011.1.19

<http://www.tse.or.jp/>



【本日の目次】

1.市場トピックス

- ◆個別銘柄の信用取引に関する臨時措置の実施についてのお知らせ
- ◆日々公表銘柄の指定についてのお知らせ
- ◆貸借取引の貸株利用等に関する注意喚起の取消しについてのお知らせ

2.市況情報

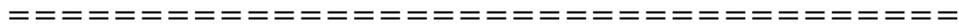
- ◆本日の株価指標等
- ◆ランキング情報
- ◆前・後場概況

3.スタンダード&プアーズ通信

4.その他

- ◆東証ホームページの更新情報
 - 信用取引現在高(1月14日申込現在分)
 - プログラム売買(1月11日～1月14日売買取引分)

5.証券取引等監視委員会からの寄稿



※ 以下については、証券取引等監視委員会のホームページ掲載にあたり、上記目次の5.を抜粋しております。



5.証券取引等監視委員会からの寄稿

投稿No27

証券検査について(その3)

証券取引等監視委員会事務局総務課長 寺田達史

今回は、「ファンド販売業者に対する検査結果について」のうち、検査結果の概要と、特に、投資者の皆様への注意喚起の内容について、詳述させていただきます。

今回は、検査結果において、ファンド販売業者において、どのような問題点が認められたかを具体的にご紹介し、業者の方々における自律的改善を求めるとともに、投資者の皆様におかれては、そうした問題事例があることを踏まえ、少しでも問題点の予兆や業者の説明等に不信感を持たれた場合は、金融庁や日本証券業協会、法テラス等へのご相談をお勧めするところである。問題点は、大きく以下の5点に分類される。

(1) ファンドへの出資金の分別管理が不適切な状況(出資金の流用、使途不

明等)

- (2) 顧客に対する虚偽の説明・告知や誤解を生ぜしめる表示等
- (3) 無登録業者による名義貸し等
- (4) ファンド販売業者自らが登録業務を逸脱している状況等
- (5) 自己の利益を図るためファンド出資者の利益を害する運用を行う行為

このうち、今回は、(1)について、具体的内容をご紹介したい。

(1)ファンドへの出資金の分別管理が不適切な状況(出資金の流用、使途不明等)

ファンド販売業者は、顧客からファンドへの出資金がファンドの運用を行う者の固有財産と分別して管理されていることがファンドの持分に係る契約等において確保されていない場合には、当該ファンドの販売を行ってはならないこととされている(金融商品取引法第40条の3)。

また、ファンド販売業者自身が、主として有価証券又はデリバティブ取引に投資するファンドの運用も行う場合は、運用財産と自己の固有財産及び他の運用財産とを分別して管理しなければならないこととされている(金融商品取引法第42条の4)。

しかしながら、検査において、ファンド販売業者の販売したファンドについて出資金の分別管理が確保されておらず、同業者が出資金を自らの借入金の返済に充当した事例、ファンドの運用も行うファンド販売業者に関し、出資金を自社の運転資金等に流用した事例及び多額の出資金の使途が不明となっていた事例等、顧客の出資金がファンドの運用以外の使途に費消されている投資者保護上極めて問題の大きい事例が認められた。

具体的な事例としては、

イ) モンゴル国内で資源開発を行う会社に対する車両や重機等のリース事業等に投資するファンドの投資勧誘を行う販売業者が、ファンドの収益金口座に入金された金銭を出金させ、これをグループ会社からの借入金の返済に充当した事例(第二種金融商品取引業者)

ロ) 未公開株式ファンドの取得勧誘及び運用を行うファンド販売業者が、ファンドの出資者から受け入れた出資金を自己の固有財産と分別して管理せず、関係会社等への販売手数料の支払いや自社の役員報酬・運転資金等として費消した事例(第二種金融商品取引業者及び投資運用業者)

ハ) 適格機関投資家等特例業務として匿名組合形式により主として外国で発行される有価証券に投資するファンドの取得勧誘及び運用を行うファンド販売業者が、ファンドの出資者から受け入れた出資金の大半を自社の運転資金・役員等への貸付等に費消・流用した事例(投資助言・代理業者及び適格機関投資家等特例業務届出者)

ニ) いわゆる競馬ファンドとしてファンドの取得勧誘及び運用を行うファンド販売業者が、定款等に分別管理に関する規定を設けておらず、また、自己の固有財産とファンドの財産の分別した管理が確保されていない状況で、ファンド持分の私募を行った事例(第二種金融商品取引業者)

ホ) 沈没船からの歴史的文化財引揚事業全般への投資を行うことを目的としたファンド(サルベージファンド)の運用も行うファンド販売業者において、投資者から集めた出資金の用途に関し、用途が不明、権利内容が明確でない権利を取得したものとして経理処理を行うなど、管理が不十分であった事例(第二種金融商品取引業者)

へ) 上記ホのサルベージファンドの取得勧誘及び運用を行うファンド販売業者が、定款及び匿名組合契約書等において出資金の分別管理に関する定めを設けておらず、また、複数のファンドの出資金を一つの口座に集約したうえで費用支出しているため、当該支出が自社の費用なのか、ファンドに係る費用なのか、どのファンドに係る費用なのかといった点、さらに当社における借入金の管理について、同社の借入れなのか、ファンドに係る借入れなのか、どのファンドに係る借入れなのかといった点等についても分別した管理を確保していないにもかかわらず、ファンド持分の私募を行った事例(第二種金融商品取引業者)

上記の通り、こうした事例が特に事業型ファンドについて、ファンドの運用を行う者が分別管理を適切に行っていないにもかかわらず、ファンド販売業者が販売・勧誘を行っていることに起因していることから、前々回に記載の通り、当委員会は、建議として、事業型ファンド販売の契約締結前交付書面における分別管理に関する記載事項の充実を金融庁長官に対して求めたところである。金融庁は、当該建議に基づき、関係府令の改正を行ったところであり、本年4月1日の施行後は、投資者におかれても、事業型ファンドに投資するにあたり、分別管理が行われているかの判断材料が充実し、悪質業者による被害防止につながるものと期待している。いずれにしても、投資者におかれては、信頼できる登録・届出業者が、自身の投資財産を適格に分別管理しているのか否か、ご不審の点等があれば、まずは登録・届出業者にご確認いただき、そして、問題があれば、当委員会・金融庁にご連絡いただければと思う次第である。

*文中、意見に関わる部分は、筆者の個人的見解です。

・筆者紹介 寺田達史

岐阜県出身 1984年東大法学部卒業後、大蔵省(当時)に入省。金融庁総務企画局、証券取引等監視委員会、検査局勤務を経て、2009年金融庁総務企画局市場課長。2010年7月30日より現職(証券取引等監視委員会事務局総務課長)

■ 証券取引等監視委員会ホームページ

<http://www.fsa.go.jp/sesc/>